

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表自動車部の部技術課の項中「バス待ち環境係長」を「バス待ち環境係長 バス待ち環境創出係長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「事業所」を「事業所及びプロジェクトチーム」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、同条第8項を削る。

第3条第6項及び第7項を削る。

第4条第4項を削る。

第6条第6項を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)